

所得額

- 総所得
- 退職所得（総合課税）
- 山林所得
- 土地等に係る事業所得等
- 長期譲渡所得（分離課税）
- 短期譲渡所得（分離課税）
- 先物取引に係る雑所得等
- 特例適用利子等
- 特例適用配当等
- 条約適用利子等
- 条約適用配当等

控除額

- 雑損控除
- 医療費控除
- 小規模企業共済等掛金控除
- 障害者控除
 - 一般：27万円
 - 特別：40万円
- ひとり親控除
35万円
- 寡婦控除
27万円
- 勤労学生控除
27万円

8万円

政令で定める控除額

児童手当上
の所得額

※ 総所得金額について

給与所得、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計。

※ 給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る）について

その合計額から10万円控除した金額を用います。